7　令和二年度に限り、第四条第一項第二号の額は、同号の規定によつて算定した額に、当該年度の基準財政需要額の算定に用いた恩給費に係る額の算定が過少であることを考慮して定める額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた額とする。

8　令和二年度に限り、第四条第一項の規定の適用については、同項第三号イの額は、同号の規定にかかわらず、次に掲げる事由により当該年度において過大に支給される給与の額として総務大臣が調査した額とする。

一　一般職給与法に規定する期末手当及び勤勉手当（以下「期末勤勉手当」という。）の支給割合並びに当該道府県の人事委員会の勧告に係る期末勤勉手当の支給割合を超える支給割合を用いること。

二　期末勤勉手当の基礎額について一般職給与法に規定する方法と著しく異なる方法による加算措置を行つていること。

9　令和二年度に限り、第四条第一項第三号の額は、同号の規定によつて算定した額に、当該年度における地方自治法第二百四条第二項に規定する退職手当の支給総額（以下「退職手当支給総額」という。）が、退職手当調整率（国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）附則第二十一項から第二十三項まで及び国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第三十号）附則第五項から第七項までの規定に定める率をいう。以下同じ。）として適用される率を当該道府県の条例に規定する退職手当調整率とみなして計算した退職手当の支給総額（以下「みなし退職手当支給総額」という。）を上回る道府県（退職手当支給総額がみなし退職手当支給総額以下となる道府県に準ずるものとして総務大臣が認める道府県を除く。）については、退職手当支給総額からみなし退職手当支給総額を控除して得た額を加えた額とする。

［削る］

10　令和二年度から令和四年度までの間に限り、第四条第一項第一号の額は、同号の規定によつて算定した額に、道府県が保有する化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二号）第一条第十七号に規定するペルフルオロ（オクタン―一―スルホン酸）（別名ＰＦＯＳ）又はその塩を含む泡消火薬剤の廃棄及びその代替品の購入に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた額とする。

（市町村に係る三月分の算定方法の特例）

**第七条**　令和二年度に限り、第五条第一項第一号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額の合算額を加えた額とする。

一　水俣病影響地域の再生・振興に資するため、地域住民の絆の修復並びに水俣病発生地域における健康上の不安の解消及び健康増進を図る事業の実施の拠点となる施設の設置及び運営を事業とする旧民法法人に出資するため借り入れた地方債の当該年度における元利償還金の額に〇・八を乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

8　令和元年度に限り、第四条第一項第二号の額は、同号の規定によつて算定した額に、当該年度の基準財政需要額の算定に用いた恩給費に係る額の算定が過少であることを考慮して定める額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた額とする。

9　令和元年度に限り、第四条第一項の規定の適用については、同項第三号イの額は、同号の規定にかかわらず、次に掲げる事由により当該年度において過大に支給される給与の額として総務大臣が調査した額とする。

一　一般職給与法に規定する期末手当及び勤勉手当（以下「期末勤勉手当」という。）の支給割合並びに当該道府県の人事委員会の勧告に係る期末勤勉手当の支給割合を超える支給割合を用いること。

二　期末勤勉手当の基礎額について一般職給与法に規定する方法と著しく異なる方法による加算措置を行つていること。

10　令和元年度に限り、第四条第一項第三号の額は、同号の規定によつて算定した額に、当該年度における地方自治法第二百四条第二項に規定する退職手当の支給総額（以下「退職手当支給総額」という。）が、退職手当調整率（国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）附則第二十一項から第二十三項まで及び国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第三十号）附則第五項から第七項までの規定に定める率をいう。以下同じ。）として適用される率を当該道府県の条例に規定する退職手当調整率とみなして計算した退職手当の支給総額（以下「みなし退職手当支給総額」という。）を上回る道府県（退職手当支給総額がみなし退職手当支給総額以下となる道府県に準ずるものとして総務大臣が認める道府県を除く。）については、退職手当支給総額からみなし退職手当支給総額を控除して得た額を加えた額とする。

11　平成三十年度及び令和元年度に限り、第四条第一項第三号ホの額は、同号ホの規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号の定めるところによるものとする。

一　指定都市を包括する道府県　同号ホの規定によつて算定した額に、教職員に係る地域手当の状況として総務大臣が調査した額を加えた額（当該額が負数となるときは、零とする。）

二　同号ホ又は前号によつて算定した額が、平成三十年度における当該道府県に交付された特別交付税の額に〇・二を乗じて得た額以上である道府県　当該〇・二を乗じて得た額

三　前二号に該当しない道府県　同号ホの規定によつて算定した額

［新設］

（市町村に係る三月分の算定方法の特例）

**第七条**　令和元年度に限り、第五条第一項第一号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額の合算額を加えた額とする。

一　水俣病影響地域の再生・振興に資するため、地域住民の絆の修復並びに水俣病発生地域における健康上の不安の解消及び健康増進を図る事業の実施の拠点となる施設の設置及び運営を事業とする旧民法法人に出資するため借り入れた地方債の当該年度における元利償還金の額に〇・八を乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）